

第6号議案

蒲郡市手数料条例の一部改正について

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び愛知県事務処理特例条例の改正等に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

蒲郡市手数料条例(昭和29年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令(昭和28年政令第260号)関係の手数料の表を次のように改める。

船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令(昭和28年政令第260号)関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料名	金額
1 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第1号の規定に基づく航行に関する報告の証明	航行に関する報告の証明手数料	2,600円
2 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の交付	船員手帳交付手数料	1,950円
3 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の再交付	船員手帳再交付手数料	1,950円
4 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の書換え	船員手帳書換手数料	1,950円
5 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の訂正	船員手帳訂正手数料	430円

別表石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)関係の手数料の表の次に次の1表を加える。

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料名	金額
火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査	火薬類消費許可申請手数料	1件につき7,900円

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）関係の手数料の表の次に次の1表を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。